

## 小田原市自転車駐車場条例等の一部改正の概要

### 1 改正の背景

国府津駅の利用者の安全性や利便性を向上させるため、既存の自転車駐車場用地を活用し、駅前広場を拡張するとともに、自転車駐車場等の整備を行うこととなりました。

これに伴い、小田原市自転車駐車場条例及び同条例施行規則並びに審査基準及び処分基準の一部改正を行うものです。

### 2 施設の概要

国府津駅自転車駐車場			
所在地	国府津四丁目 1265-12 の一部		
面積	敷地面積	3,340.34 m <sup>2</sup> (予定)	
	建築面積	950.91 m <sup>2</sup> (予定)	
自転車 駐車場	種別	1層2段	
	収容台数	自転車	約900台
		原動機付自転車	約260台(125cc以下)
構造	鉄骨造		
会議室	規模	約80 m <sup>2</sup> (2分割可能・最大約40人)	
設置・管理	小田原市・指定管理者		

※上記の自転車駐車場及び会議室の使用に当たっては、料金を徴収する予定ですが、料金等については、小田原市意見公募手続条例第4条第10号により意見公募手続の対象外です。

### 3 改正内容

#### (1) 対象となる条例等

- ア 小田原市自転車駐車場条例 (以下「条例」という。)
- イ 小田原市自転車駐車場条例施行規則 (以下「規則」という。)
- ウ 審査基準
  - (ア) 小田原市自転車駐車場の施設等の使用許可
- エ 処分基準
  - (ア) 小田原市自転車駐車場の施設等の使用の変更又は取消し
  - (イ) 小田原市自転車駐車場の施設等の使用許可の取消し

#### (2) 内容

##### ア 設置 (条例事項)

小田原市国府津四丁目 1265-12 の一部に国府津駅自転車駐車場 (以下「自転車駐車場」という。) を設置することとし、当該自転車駐車場に会議室施設 (以下「会議室」という。) を併設することとします。

イ 指定管理者による管理（条例事項）

自転車駐車場及び会議室（以下「自転車駐車場等」という。）の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、自転車駐車場等の使用の許可、施設等の維持管理その他市長が必要と認める業務を指定管理者が行います。

ウ 自転車駐車場の供用時間及び使用の許可等（条例、規則、審査基準及び処分基準事項）

現在既に設置している小田原駅西口第1自転車駐車場と同様とします。（現行条例等参照）

エ 会議室の利用時間及び休館日（条例事項）

会議室の利用時間及び休館日は、次のとおりとします。

なお、必要があると認めるときは、臨時に利用時間や休館日の変更を行うことができるものとします。

(ア) 利用時間 午前9時から午後9時まで

(イ) 休館日 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

オ 会議室の使用の許可（条例、規則及び審査基準事項）

会議室を使用する場合は、使用しようとする日の属する月の4月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から当該使用しようとする日までに、指定管理者に申請し、使用の許可を受けるものとします。指定管理者は、使用を許可するに当たり、管理上必要がある場合には、その使用について条件を付することができることとし、次に掲げる事項に該当する場合には、その使用を許可しないことができるものとします。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

a 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

b 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

c 各種要求大会、決起大会等闘争の場になるおそれがあると認められるとき。

d 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

e その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

(イ) 施設又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

a 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(ウ) (ア)～(イ)に掲げるもののほか、会議室の管理上支障があるとき。

- a 会議室を1月に7日以上使用しようとするとき。
- b 会議室の定員を超える使用のとき。
- c 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
- d 使用許可条件に従えないとき。
- e 特定の個人又は団体の冠婚葬祭等のために使用するとき。
- f その他、会議室の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。

カ 会議室の使用の許可の変更等（条例、規則及び審査基準事項）

既に受けた使用の許可について、変更又は取消しをしようとする場合は、指定管理者に申請し、許可を受けるものとします。指定管理者は、使用の変更の申請について、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができるものとします。

キ 会議室の使用の許可の取消し（条例、規則及び処分基準事項）

指定管理者は、会議室の使用者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができるものとし、当該取消し又は中止により使用者に損害が生じた場合においても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとします。

- (ア) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (イ) 使用を許可するに当たり指定管理者が付する条件に違反したとき。
- (ウ) その使用がオ(ア)～(ウ)いずれかに該当するに至ったとき。
- (エ) 条例又は規則に違反したとき。
- (オ) 上記のほか、会議室の管理上支障があると認められるとき。

ク 会議室使用者の遵守事項（規則事項）

会議室の使用者は、会議室内において次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (ア) 飲酒
- (イ) 喫煙
- (ウ) 火気の使用
- (エ) 上記のほか、指定管理者が管理上必要と認めて、施設内に掲示した行為

ケ その他（条例事項）

会議室の使用者は、許可を受けた目的以外で施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡、転貸してはならないものとします。

使用する施設に特別の設備を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならないものとします。

施設の使用を終えたとき、使用の許可を取消されたとき又は使用を中止させられたときは、直ちに原状に服さなければならないものとし、会議室の施設又は設備を損傷、滅失した場合で原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

## 4 施行期日

上記条例等の施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日とします。

### 【関連資料】※現行のもの

- ・小田原市自転車駐車場条例
- ・小田原市自転車駐車場条例施行規則
- ・小田原市自転車駐車場の施設等の使用許可（審査基準）
- ・小田原市自転車駐車場の施設等の使用の変更又は取消し（処分基準）
- ・小田原市自転車駐車場の施設等の使用許可の取消し（処分基準）

### 【小田原市ホームページ】

- ・国府津駅周辺整備事業について  
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/bohan/roadsafety/kozu.html>